

従軍看護婦派遣への道程に関する研究ノート (2)

— 日露戦争を中心に —

川口 啓子

Study Notes on the Progress of Sending Military Nurses (2)

— Especially in Relation to the Russo-Japanese War —

Keiko Kawaguchi

要約

本稿は、第二次世界大戦で多数の死傷者・行方不明者を出した従軍看護婦の派遣はどのような道程を経てそこに行き着いたのかを考察するための研究ノートである。その道程において、画期となったのが日露戦争であった。日露戦争は、その規模においても活動内容においても従軍看護婦派遣の基本的スタイルをほぼ完成させたと言える。

本稿の前半では、そのような到達段階を迎えた従軍看護婦派遣の準備過程を振り返り、従軍看護婦の社会的認知にあたっては、篤志看護婦人会が側面からそれを支えた役割に言及する。後半では、日露戦争と従軍看護婦の規模や活動内容を概観した。結果、従軍看護婦の派遣は、予想以上の完成度に到達した。それがかえって後日の大戦における悲劇につながったのではないかと思われる。

キーワード：女性 篤志看護婦人会 規模 派遣先 報国志願 殉職

2004年10月8日受理

はじめに

「従軍看護婦派遣への道程に関する研究ノート(1)」¹⁾では、西南戦争から日清戦争を経て、北清事変までを扱った。同稿でのべた通り、西南戦争の日赤救護員は男性だったが、博愛社設立当初から女性の救護員派遣は念頭にあった。ただ、女性が男性兵士の傷病手当をすることが、当時の社会通念上(軍紀上、風紀上)考えにくいことであったため、看護婦派遣には慎重な議論を要した。その結果、一定の基準のもと、日清戦争で初の看護婦派遣を実現した。

日清戦争は明治政府にとって初の対外戦争ではあったが、看護婦の派遣先は内地の陸軍予備病院に限られた。そして、彼女らの活動が良好であったことから、引き続き北清事変においても看護婦派遣を採用することとなった。北清事変では、患者輸送船での勤務、即ち内地を離れての海上勤務へと派遣先が拡大された。

さて本稿では、主として日露戦争を扱う。日露戦争における従軍看護婦派遣は、派遣先こそ日清戦争、北清事変と同様、内地予備病院、患者輸送船に限られていたが、規模においては従来を凌駕した。人員数、活動内容とも、日赤従

軍看護婦はその存在が内外から認められる存在となり、その後の確かな基盤を築いた。後の第一次世界大戦では日本の国威とともに日赤従軍看護婦の国際的デビュー（欧州派遣）が実現され、第二次世界大戦では文字通り従軍し多数が戦地に送られ犠牲となるが、凶らずもそのような結果を招いた画期となったのが日露戦争での従軍看護婦たちの活躍であった。

なお、本稿も前回同様、主として日本赤十字社の公的な史料である『日本赤十字社史稿』1911年（以下、『社史稿』と記す）を研究素材として使用する。文中、『社史稿』引用部分の漢字や表現などは原文どおりである。

1. 従軍看護婦養成の準備

日露戦争において、2000名以上の従軍看護婦派遣を達成するためには、それ相応の事前準備が必要であった。まず、簡単にその経過を追ってみたい。

既に博愛社の時代から、看護婦という職業に関する情報は、欧米赤十字社はもとより一般の医療機関で働く女性の職業としても徐々に紹介されつつあった。それらの経験を学んで、国内にもいくつかの近代的な看護婦養成学校が開設されていた²⁾。

1884年、大山巖（陸軍卿）が率いる欧州陸軍衛生制度視察に随行して渡欧した橋本綱常（陸軍病院院長、陸軍軍医監）は、あわせて各国赤十字の調査とジュネーブ条約加入の条件を調査し、帰国後、政府にはジュネーブ条約への加盟を進言し、博愛社には戦時救護を目的とした看護婦を養成するための病院建設を提起した。1886年、博愛社病院（後の日赤本社病院）が開設され、橋本が初代院長となった。当時、東京府知事に提出した「願出書」には、次のような目的が記されている。

「一 院則ハ第一軍隊ノ負傷者ヲ救護スヘキ

看護者ヲ養成シ第二戦時ハ本院ヲ以テ負傷者ノ豫備病院ニ供シ第三平時ハ民間ノ病者ヲ治療シ以テ看護人ヲシテ實地ノ研究ヲナサシム…」³⁾

ここで留意したい点は、二点である。一つは、この病院の目的が明確に戦時救護だということである。この点は、日赤以外の看護婦養成学校と決定的に異なる点である。もう一つは、まだ明確に看護婦とは言いついておらず、看護者または看護人と記載されていることである。救護または看護とはいっても、戦時の仕事はまず男性の仕事であり、女性が就くなど一般的には考えられない時代であった。

日赤はまず、このハードルを越える必要があった。そのためには、看護が女性に相応しい職業であり、戦時救護は女性にとって「報國慈愛ノ赤心」⁴⁾を表すにふさわしいとの意識を醸成しなければならなかった。その役割を担ったのが篤志看護婦人会であるが、篤志看護婦人会については後述することとし、ここでは簡単に日露戦争以前の従軍看護婦養成と派遣への準備をふりかえてみたい。

看護婦養成準備は博愛社の時代から考えられていたが、表1に見るように戦時救護のための看護婦養成は1889年の「日本赤十字社看護婦養成規則」⁵⁾から実現する。この規則では、以下の通り第一条において明確に戦時救護を定め、第二条では二年間の「お礼奉公」に加えて、卒業後20年間の応召義務を定めている。

「第一条 本社看護婦養成所ヲ設ケ生徒ヲ置キ、戦地ニ於テ患者ヲ看護セシムル用ニ供ス
第二条 看護婦生徒ヲ志願スル者ハ修學年間専ラ之ニ従事シ且卒業后ニカ年間病院ニ於テ看護婦ノ業務ニ服シ後二十年間ハ身上ニ何等ノ異動ヲ生スルモ國家有事ノ日ニ際セハ速ニ本社ノ召募ニ應シ患者看護ニ盡力セン事ヲ誓フ可シ」

日赤は、卒業後20年間の応召義務によって、

表1 初期のころの日赤従軍看護婦養成準備

西暦	元号	事 項
1880,	M13	「博愛社看護補員規則」制定
1884,	〃17	橋本綱常ら軍事衛生制度研究。翌1885年、看護婦に関する調査報告
1886,	〃19	博愛社病院設立。小松宮頼子妃、女性初の博愛社社員。政府、赤十字条約加盟。
1887,	〃20	博愛社、日本赤十字社へ改称。篤志看護婦人会設立。
1888,	〃21	日赤有功章制定(女性も対象)
1889,	〃22	「日本赤十字社看護婦養成規則」制定
1890,	〃23	看護婦生徒養成開始
1892,	〃25	看護婦養成第1期生、2期生卒業。
1894,	〃27	日清戦争、開戦。初の看護婦従軍活動。
1895,	〃28	日清戦争中、看護婦速成。全国から篤志者、看護婦、救護活動参加。
1900,	〃33	北清事変。患者輸送船「博愛丸」就航。看護婦、海上勤務。

亀山美知子著「近代日本看護史 I 日本赤十字社と看護」年表pp.290-301より。

国家有事の際には、相当数の従軍看護婦が確保できることになる。この応召義務は、養成期間中に一定の給与を与えられるという第13条によって精神的に（義務的に）支えられ、卒業後は登録及び身上の異動等を連絡するという第19、20条によって事務的にも支えられていた。そして召集実務は、日赤各支部（概ね道府県毎に支部がある）が行った。

「第十三条 生徒ノ學資ハ毎月金五圓ヲ給シ一切ノ費用ヲ支辨セシム教場ニ關スル器械物品ハ此限ニアラス

第十九条 生徒卒業後ハ本社看護婦名簿ニ登録シ毎年一回東京ニ在住スル者ハ本部ニ召集點呼シ在地方ノ者ハ其地方ノ支部ニ於テ點呼スル者トス

第二十条 生徒卒業後ノ居所轉換身上異動アルトキハ其都度本社ニ届出ツルモノトス」

こうして1892年より毎年輩出される卒業生は、事実上、全国各地で従軍看護婦として待機することになった。日露戦争においては、彼女たちこそまず召集の対象だったのである。

2. 篤志看護婦人会

篤志看護婦人会は、上述の「看護婦養成規則」に先立つ1887年、日赤への改称と同時に設立された。会は、有栖川宮妃薫子によって提唱され、皇族妃、華族ら日赤社員の婦人（または女性社員⁶⁾）によって構成された組織である⁷⁾。篤志看護婦人会が日赤の最初の看護婦養成の始まりであるかのように言われるが、この組織自体は看護婦養成所として存在したのではない。むしろ、看護婦養成所の生徒募集と従軍看護婦の社会的認知のための広告塔のような組織として存在した。

したがって篤志看護婦人会の中心な活動は、上流階級婦人が白衣を身につけてその模範を示し、それまで卑しい仕事と見られていた看護婦のイメージアップを図ることであった。換言すれば、この会は、女性の学ぶ権利や職業的自立など今日で言う基本的人権の理念で貫かれた組織ではなく、傷病兵（男性）の救護を看護婦（女性）が行ないやすくするための宣伝組織のようなものであった。

加えて、アメリカで看護学を学んだ大山捨松ら⁸⁾を中心に、看護婦養成のための教育者を育成する活動も行っており、看護婦養成の組織や

表2 日露戦争以前の支部病院

病 院 名	設 立 年	備 考
博愛社病院	1886, M19	本社病院(院長橋本綱常)
日本赤十字社病院	1887, ♪20	博愛社病院の名称変更
三重支部山田病院	1904, ♪37	初めての支部病院
滋賀支部病院	♪	大津公立病院を県より無償譲渡
長野支部病院	♪	長野市立長野病院を安価で譲渡を受ける。
台湾支部病院	♪	台湾総督府より敷地借用
和歌山支部病院	♪	知事より県立和歌山病院の無償貸し付けを受ける。

【社史續稿】1929, pp.651-731より作成。

制度とは別建ての、上流階級婦人による一種の慈善または教育指導活動のようなものであったとも言える。

会は、第一に「戦時軍人患者ノ看護法ヲ研究スルコト」⁹⁾を目標に掲げ、高所得者層の婦人たちが、何の報酬も受け取らずに、月二回の看護法の研究・教育を柱として、戦時救護活動への女性の関心を高めた。1887年創設当時の日本赤十字社篤志看護婦人会規約は次のようなものである(一部)。

「第一條 本会ノ目的ハ日本赤十字社々則第一條ニ由リ戦時軍人患者ノ看護法ヲ研究スルモノトス

第三條 日本赤十字社々員タル婦人ニシテ慈善ノ誠意ヲ以テ本会ニ加盟セントスル者ハ之ヲ篤志看護婦トナシ其名簿ニ登記ス

第六條 教授ハ凡毎月二回トシ卒業ノ後証書ヲ授与スヘシ

第八條 衣服ハ各自ノ自由ニ任スト雖モ可及的質素ナルヲ要ス但シ実地看護ニ従事スルトキハ一定ノ看護服ヲ著スヘシ

第十條 篤志看護婦ニハ給料ハ勿論報酬金ヲ贈胎スルコトナシ」¹⁰⁾

このように、篤志看護婦人会が上流階級婦人として模範を示し教育と指導にあたる立場であるとするならば、養成される看護婦らは一般国

民の子女が様々な事情から志願してきた者たちの集まりで、日赤本社及び篤志看護婦人会に教育・指導される立場であった。

経済的な側面から述べれば、篤志看護婦人会の会員は自ら出資し給料・報酬を受け取らずに活躍できる立場の者たちであるのに対して、戦時救護のために養成される看護婦たちは学資の支給を受け一定の給金をもらい卒業後も看護婦として働くことによって自らの生活を支えなければならぬ者たちが多かった。個別の例外を除くと、篤志看護婦人会の会員が従軍看護婦になるというシステムではなかった。

日露戦争が始まると、「篤志看護婦人会ニ於テハ今回ノ戦役ニ關シ各方面ニ行動シ著々其實績ヲ擧ケンコトヲ期シ開戦ノ当初即チ三十七年二月七日會長以下ノ職員本社ニ會合シ本會戦時行動ノ方針ヲ議定」¹¹⁾し、直ちに全国33の篤志看護婦人会支会に呼びかけ活動を開始した。このころは日赤社業の拡大に伴い地方組織及び国外組織¹²⁾が整備され、支部病院及び国外委員部病院もいくつか設置されていた¹³⁾(表2参照)。したがって篤志看護婦人会も全国規模での活動を展開することが可能であった。支会所在地の日赤支部事業を援助し、各地の予備病院には15支会から延769人が勤務幫助した¹⁴⁾。

日露戦争における篤志看護婦人会の主な活動は、巻軸包帯と患者用帽子の製造、陸軍病院における勤務、海軍病院における負傷ロシア兵へ

の慰問活動などであった。『社史稿』には、東京予備病院勤務補助、患者休養所勤務、患者慰問及び救護員送迎、衛生帯製造及び恤兵品寄贈などが記されている¹⁵⁾。また、日露戦争での活動には皇室からの下賜¹⁶⁾があり、その後も医療資材（衣類や包帯など）の製作や慰問活動を会務としつつ、当初の目的の一つである看護婦のイメージアップは全国規模で続けられた。

篤志看護婦人会は、その発足から活発な時期や停滞期もあったものの、日露戦争を契機として1910年に組織を再整備した。総裁に小松宮頼子妃、会長に鍋島栄子（公爵夫人）が就任した後は活発な活動を続け、男性が兵隊として報国することに対し、女性は日赤看護婦になれば従軍看護婦として報国できるという道を示して第二次世界大戦敗戦まで存続した。

以上のように、篤志看護婦人会は、女性が赤十字活動（結果的には従軍活動）に参加するための牽引車の役割を果たす組織だったと言える。

3. 日露戦争と日赤

① 日露戦争と日赤

日露戦争（1904～1905年）は、1904年2月6日の日露国交断絶、7日宣戦布告に始まり、1905年9月ポーツマス条約締結までの日本とロシアとの戦争を言う。

先の日清戦争における清の敗北をきっかけに、中国大陸の支配をめぐる列強が対立し、利権獲得競争が激化した。その渦中にロシアが清と密約を結び、遼東半島の租借と長春－旅順間の鉄道敷設権を獲得して朝鮮半島にも勢力を伸ばそうとしていた。そのころから日本とロシアはたびたび衝突し、北清事変をきっかけにロシアが満州を軍事占領したことで一気に対立が深まり宣戦布告となった。

日赤は、開戦前から救護活動の準備を進め、臨時常議会を招集し、社長以下30人の理事、

常議会議員による議決を経て、日露戦争における日赤救護活動を展開した¹⁷⁾。

「當初本社ハ両國釁ヲ開キ風雲日ニ急ナルヲ察シ救護實施ノ準備ニ著手シ戰時勤務ノ方針ヲ畫定シタリシカ三十七年二月五日師團動員令下リ同六日我政府ヨリ露國政府ニ対シテ交際斷絶ノ公文ヲ發セラレタレハ其八日本社定款第三十三條ニ據リ常議會ヲ變シテ臨時常議會ト爲シ本戰役間救護事務ヲ議決スルコト、セリ」¹⁸⁾

国家総力戦となった日露戦争は日本が勝利し、日本は国際社会で欧米列強と肩をならべるまでになった。このことは、日赤にとっても大きな意味を持った。救護活動に参加する救護員数、社員数などが急増（図1.2、表3参照）して組織が拡大されたばかりでなく、日赤戦時救護活動、とりわけ従軍看護婦の活躍が、後日、各国の模範として賞賛され、日赤の存在を国際社会で確固たるものにした。

② 従軍看護婦派遣の規模

『社史稿』では、まず、日露戦争の規模の大きさをふりかえている。

「…其慘状凄愴ニ堪エサルナリ本社カ此ノ戰役間ニ實施シタル陸海軍衛生勤務補助即チ救護作業ハ之ヲ二十七八日清戰役及三十三年清國事件ノ當時施行シタルモノニ比スレハ關係区域頗ル廣闊随テ業務亦複雑ヲ極メ百五十二ノ救護團體五千百七十ノ救護員ヲ内外ニ派遣シ經費五百四十萬餘圓ヲ支出シ救護シタル彼我ノ傷病者ハ實ニ幾萬ヲ以テ數フルノ大多數ニ上リタリ」¹⁹⁾

そして、日露戦争における全救護員の編成は152個班（内4個班は材料庫などでの勤務）5170人という大規模なもので、派遣先は次の通りであった。

人数 (2万人単位)

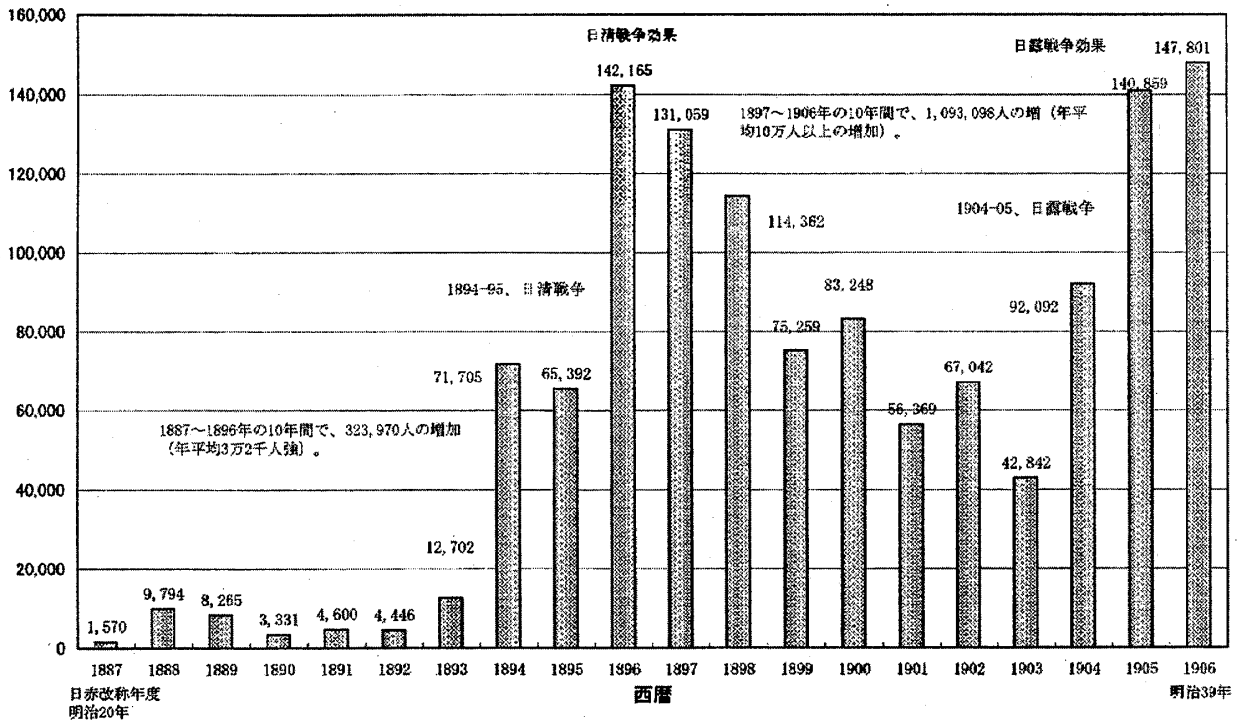


図1 日赤改称から20年間の各前年に対する社員の増加人数

【社史稿】1911年、及び日赤本社資料室資料より作成。

円

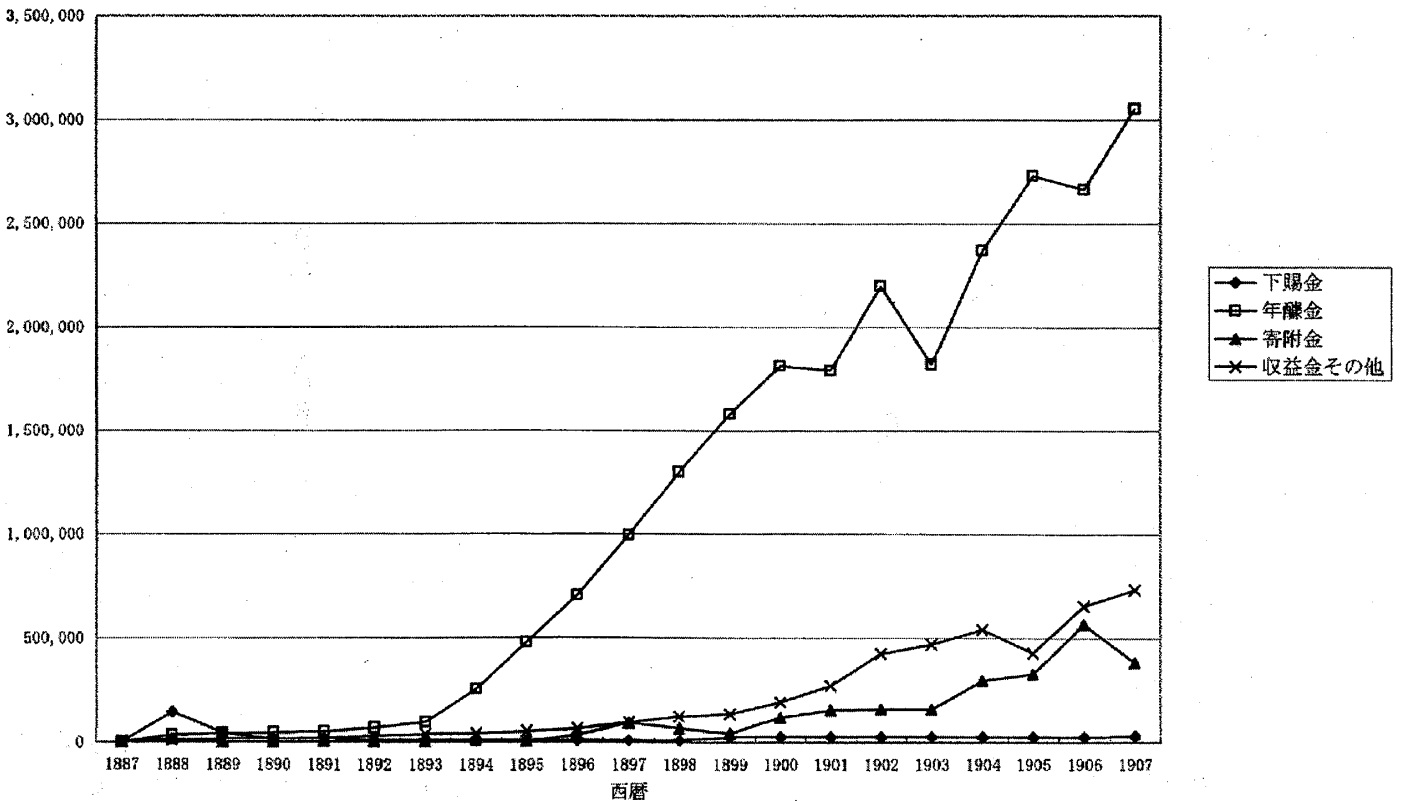


図2 日赤改称年から20年間の項目別収入の年次推移

1887年のみ6月~12月半年間の合計である。【社史稿】1911年pp.477-478より作成。

表3 博愛社設立から日露戦争終結翌年までの社員数の伸び

西暦	元号	社員数	社員数 前年比(%)	対前年 増員数(%)	
1877	M10	38	***		博愛社創設(38名の社員から始まる)
1878	11	46	121.05%	8	
1879	12	63	136.96%	17	
1880	13	161	255.56%	98	
1881	14	172	106.83%	11	
1882	15	226	131.40%	54	
1883	16	241	106.64%	15	
1884	17	248	102.90%	7	
1885	18	268	108.06%	20	
1886	19	609	227.24%	341	ジュネーブ条約加盟
1887	20	2,179	357.80%	1,570	日本赤十字社に改称(この年から社員数増加が顕著)
1888	21	11,973	549.47%	9,794	
1889	22	20,238	169.03%	8,265	
1890	23	23,569	116.46%	3,331	
1891	24	28,169	119.52%	4,600	
1892	25	32,615	115.78%	4,446	
1893	26	45,317	138.95%	12,702	
1894	27	117,022	258.23%	71,705	日清戦争(社員数10万人突破。毎年、数万人単位で増加)
1895	28	132,414	155.88%	65,392	
1896	29	324,579	177.94%	142,165	北清事変
1897	30	455,638	140.38%	131,059	
1898	31	570,000	125.10%	114,362	
1899	32	645,259	113.20%	75,259	
1900	33	723,507	112.90%	83,248	
1901	34	784,876	107.74%	56,369	
1902	35	851,918	108.54%	67,042	
1903	36	894,760	105.03%	42,842	日露戦争 (社員数100万人を突破)
1904	37	986,852	110.29%	92,092	
1905	38	1,127,711	114.27%	140,859	
1906	39	1,275,512	113.11%	147,801	

【社史稿】1911年、及び日赤本社資料室資料より作成。

「韓国及満州ニ勤務シタルモノ 三十二個(看護人組織)

陸軍病院ニ勤務シタルモノ 三十八個(看護婦組織二十三個混成組織十五個)

内地豫備病院ニ勤務シタルモノ 七十四個(看護婦組織)

内地海軍病院ニ勤務シタルモノ 四個(看護婦組織)」²⁰⁾

(注：計148個、他4は材料庫など一筆者)

152個班のうち、看護婦のみの編成が78個班

で50%を越える。また、救護員5170人のうち、看護婦長及び看護婦は55.5%(2873名)にのほり(表4参照)、女性のほとんどが職業を持たない時代にあつて画期的な事態であつたが、日赤や軍隊においては看護婦の従軍が常識的な事態となつた。

日赤創設当初の社則附言が、平時にこそ戦時準備を行うべきと記しているとおりに²¹⁾、日露戦争でも開戦の前年(1903年)には軍の要請に際して戦時救護規則を改正し態勢を整えていた²²⁾。開戦と同時に最初に召集を受けるの

表4 日露戦争での救護員職種別派遣人員

	戦地	病院船	内地	計
理事	3	2	1	6
醫長		3	2	5
醫員	82	89	193	364
調剤員	38	42	90	171
看護婦監督			1	
書記	39	52	110	201
調剤員補		5		5
看護婦長		49	135	184
看護人長	74	20		94
輸長	4			4
看護婦		785	1904	2689
看護人	1055	234	1	1290
輸送人	156			156
計	1451	1282	2437	5170

【社史稿】1911, pp.1548-1549より作成。

は日赤看護婦養成所の卒業生たちであった。応召義務のある間は、それぞれの所属する支部の召集に応じなければならなかった。

開戦後まもなく派遣要請は日に日に頻繁になり、卒業生だけでは不足するようになると、日赤はそれに応えるべく各都道府県支部に通達し速成看護婦の養成も積極的に行われるようになった。

「各班ニ於ケル看護婦、看護人数ヲ二倍シ其人員ヲ三千十六名ト爲シタリ因テ新規則ニ依リ準備セントスルトキハ忽チ人員ノ不足ヲ生シタリ…」²³⁾

「…各支部ニ於テ養成シツ、アル看護婦生徒ノ教育期間ヲ短縮シテ卒業セシメ…」²⁴⁾

「…要員ヲ補足スル為メニハ看護婦生徒ノ卒業期ヲ短縮シ又ハ補欠員ヲ召集シ遂ニ本支部合シテ百五十二個ノ団体五千百七十名ノ救護員ヲ派遣シタリ」²⁵⁾

各支部にあつては、所管の救護員に派遣後事故あるときには速やかな補充が求められ、その人員が不足する場合は、「看護婦生徒ノ修業一年以上ニ至ル者ヲ臨時看護婦ニ採用シテ派

遣セリ」²⁶⁾とされた。このような速成看護婦養成の実績はすでに日清戦争でも経験していたが、養成教育では内容の深化や技能訓練よりも軍規や風紀などの精神修養に重点が置かれていた²⁷⁾。

いずれにせよ、日赤は看護婦養成期間の短縮を駆使しながら、欠員補充、臨時採用などで軍の要請に応じていった。これが可能となったのは、卒業生の応召義務、女性の報国志願を支えるイデオロギー、それに応える速成看護婦養成の相乗効果によるものだろう。換言すれば、戦争政策を遂行する政府にとっては、戦傷病者の看護に名を借りた最も安易な女性徴用手段の一つだったのではないだろうか。

③ 従軍看護婦の派遣先

日清戦争において初めて戦地救護に女性を参加させた日赤は、北清事変に際して内地勤務から海上勤務へとその派遣先を拡大した。次は女性の戦地兵站病院派遣であるが(図3参照)、当時、戦地とはすなわち外地上陸を意味した。日露戦争に至って、従軍看護婦を外地に派遣するかどうかという議論は活発になったが、結果は、下記のとおり、内地予備病院及び船上勤務に限られた。

「…看護婦組織看護人組織混成組織ヲ如何ナル方面ニ向ヒテ勤務セシムヘキヤニ付キ陸軍官憲ハ概ネ左ノ方針ヲ取ラレタリ

一、戦地ノ兵站線ニハ必ス看護人組織ノ救護班ヲ勤務セシメラレタリ看護婦組織救護班ヲ最後方ノ兵站病院ニ派遣スヘシトノ議アリテ多數ノ賛成者アリシト雖モ婦人ノ海ヲ越エ戦地ニ到ルハ交戦中之ヲ許ス場合ナカリシニ由リ其實行ヲ見サリシ

二、陸軍病院船勤務ニハ初メ毎隻ニ看護婦組織救護班一個若クハ二個ト看護人組織救護班一個トヲ以テシ中途ヨリ混成組織ノモノヲ以テ看護人組織ノモノニ代ラシメラレタリ其最終ニ看護

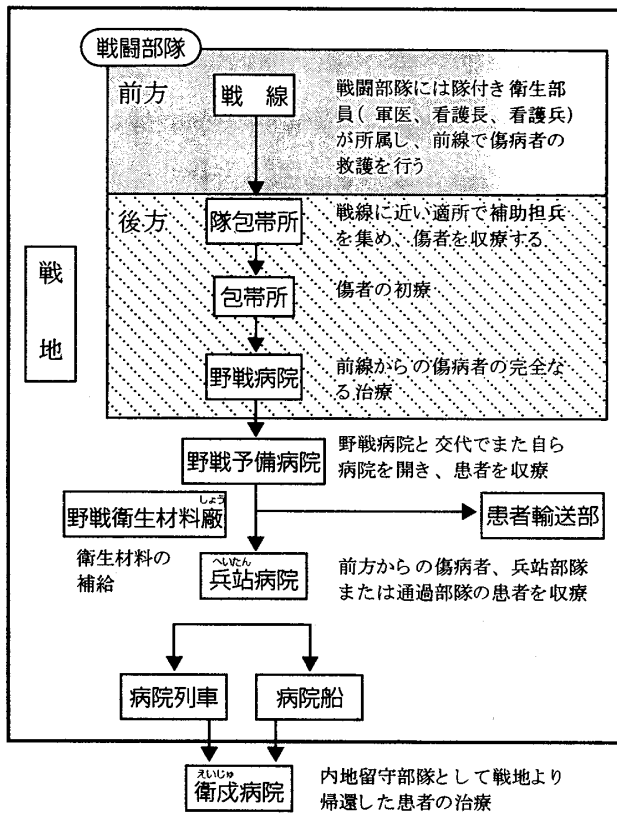


図3 陸軍戦時衛生機関一覧

【日本赤十字社看護教程草案(救護看護婦用) pp.43-47より城丸瑞恵が作成したものを転載。
【日本赤十字の素顔】あけび書房2003年p.78より。

婦組織救護班ノミノ派遣ヲ命セラレタルコトアルモ此場合ニハ一個若クハ半個救護班ニ等シキ陸軍衛生部員ヲ乗組マシメ共同勤務セシメラレタリ

三、内地ノ豫備病院ニハ看護婦組織救護班ヲ勤務セシメラレタリ看護人組織救護班ヲ一時勤務セシメラレタル場合アリト雖モ僅々日子ニシテ直ニ戦地傳派ヲ命セラレタリ」²⁸⁾

結局、日露戦争での外地勤務は、133個班1451人の看護人（男性）に割り当てられた。最終的には、満州を中心とする中国東北部に、1055人の看護人（男性）が派遣されている²⁹⁾。もちろん、このような経験の積み重ねが後の従軍看護婦戦地（外地）派遣の布石になっているのだが、女性を外地に派遣することには非常に慎重であったことが伺える。

尚、所管別派遣人員表³⁰⁾によると台湾で看

護婦がカウントされているが、これは台湾が日本の領土であることから日赤台湾支部（1901年）所管の救護員が存在した事実を示しているようである。台湾を外地派遣先とみなしたものではない³¹⁾。

④ 日赤軍事衛生に関する評価

日露戦争における救護活動の結果について、日赤は次のように述べている。

「…陸軍當局ノ調査ニ拠レハ日ク獨逸ノコルプ等ノ如キハ戦時衛生ノ成績ヲ判断スルニ傷病ノ比較ニ重キヲ置キ千八百六十五年マテノ欧州諸大戦ニ死亡シタル傷者ト病者トノ比較ハ一対六即チ病死ハ傷死ノ六倍トシ其後軍事衛生進歩ノ結果病死者漸次ニ減少シ最近ノ欧州戦ニ於テハ一対一・一八ヲ示スト論シタルヲ以テ最モ根拠アルノ説ト為スヘシ依テ試ニ日清戦役以來我軍傷病者ノ數ヲ對比スレハ左ノ如シ

…日清役ト對比スレハ病者ハ日清役ノ約六分ノ一、病死ハ約三十三分ノ一ヲ示ス…以テ日露戦役ノ衛生成績如何ニ良好ナリシカヲ見ルヘキナリ」³²⁾

すなわち、戦場での傷病は常に傷よりも病が多く死亡原因においても同様だが、日露戦争における日赤救護活動では特に衛生状態に注意し病者、病死ともその割合を極めて低く抑え、軍隊衛生の成績が優秀であったという自己評価である。

「日露戦争における戦時衛生の長足の進歩は、そのすべてが日本赤十字社の活動に基づくものと誇示することは慎まなければならないが、少なくともその大半が赤十字の活動に寄るとして誤りはないようである。一体、戦時衛生の成績の良否を判断するには単に死傷者の数の大小で計るわけにはいかない。傷者、死者の多寡は主として戦争の規模の大小によることで、従っ

てそれだけで戦時衛生の成績判断はできない。傷者と病者との割合、死亡者のうちの傷死と病死との割合を一つの基礎資料とするものである。」³³⁾

ジュネーブ条約以前のヨーロッパにおける主たる戦争の傷死者と病死者の割合は、1:6だったものが、赤十字条約以後、その差が縮まり1900年代初頭には、1:1.8になった。この事態に日赤が果たした役割が大きいと主張するのである。さらにこう付け加える。

「日露戦争の前年、すなわち明治三六年の陸軍における一カ月の新患者は一〇. 二一%であったのに対し、同三七年二月から三八年一〇月にいたる二一カ月間の戦闘死傷者を除いた全軍平均一カ月の新患者は八. 六九%であったことである。これによると平時よりもむしろ戦時の方が患者の減少を来しているのである。かくて、日露戦争は戦時衛生の点からもまた未曾有の好成果を収めた文化戦争であったのであり、このことはわが国戦時衛生の勝利であるばかりでなく、医学日本の誇りともなる功績と讃えられた」³⁴⁾。

この軍事衛生の成績は、第8回万国赤十字国際会議(1907年)でも、各国から高く評価された。特に、国際会議開催国で日露戦争後の日本を視察にきたイギリスは、日赤の平時の看護婦訓練と看護婦部隊の編成を理想的であると賞賛した³⁵⁾。

日赤本社が発行するパンフレット等には、今でも日露戦争時の写真が掲載され功績が記されているが、日露戦争のこのような成果ゆえに従軍看護婦という女性の戦地派遣集団を当然とし、第二次世界大戦で多数の犠牲者を出す土台となってしまったのではないだろうか。

⑤ 捕虜取り扱いに関する評価

前述のように、日赤は軍事衛生で高い評価を得たばかりでなく、捕虜の取り扱いにおいても「赤十字条約が立派に守られた」³⁶⁾との評価を各国から得ることができた。このことについて

	傷者	病者	傷死	病死
日清戦役	一	六・九三	一	十二・〇九
清國事件	一	四・三九	一	一・九七
日露戦役	一	一・一五	一	〇・三七

(注：原文には表のかこみはない。)

は、近年発行された『天皇と赤十字 日本の人道主義一〇〇年』³⁷⁾においても、かなりのページ数を割いている。

「一九〇四年から〇五年の日露戦争においては、ロシア人捕虜への人道的な処遇で日本人たちは世界の指導者であった」「・・・ロシア人捕虜を虐待してはならないとの天皇の言葉が、部隊の将校を通じて一般の兵士にまで行き渡っていた」³⁸⁾

「日本が勝利者であったのだから、人道的な活動のより多くの責任を引き受けることになった。それは日本と日本人が威厳、献身そして同情をもって応えなければならない一つの挑戦であった。結果として、日本は当時の世界のどの国も経験したことがない戦時の人道的活動の実践者としてたち現れることになった」³⁹⁾

「日露戦争の時期には、捕虜を保護するためのジュネーブ条約がなかった。人道主義を世界に向かって熱心に示そうとしていた日本が…依拠することができたのは一八九九年のハーグ平和会議で採択された諸決議のみであった。…一九〇四年二月一四日以降相次いで、日本では勅令などの形でロシア人捕虜の処遇についての諸規則が公布された。…それには『傷病者捕虜の移送、交換、あるいは再び戦争に加担しないとの宣誓に基づく赦免による捕虜の解放など』の取り決めが含まれていた」「陸海軍あわせて

七万人ほどのロシア人が捕虜となり、日本に移送された。…傷病者たちは日本赤十字救護班の手で看病された。ロシア政府は、彼らの兵員に施された高い水準の治療を評価し、お礼として日本赤十字社にかなりの額の献金を行った」⁴⁰⁾

捕虜を保護するためのジュネーブ条約がなかったにも関わらずハーグ平和会議の決議に依拠しながらその積極的解釈によって人道主義を貫いた日赤は、戦勝国でもあることから、国際社会において確固たる地位を築いたのであった。

⑥ 従軍看護婦の殉職と名誉

国際的に高い評価を得た日赤人道主義の陰には、多くの犠牲を伴った(表5参照)。日露戦争では、派遣された救護員のうち101人(内、船員2名含む)が殉職することとなった⁴¹⁾。これらの殉職に対して、日赤は1906(M39)年に追弔祭を行なった。翌1907年には女性である看護婦も日清戦争での殉職者四名と合わせて靖国神社⁴²⁾に合祀された。

「名誉の戦死」を遂げた軍人が合祀される靖国神社に女性でありながら合祀されることは、当時としては極めて名誉なことであり、後の従軍看護婦志願を支える強力なイデオロギーとなった。このイデオロギーを背景に、日赤人道主義は日本軍国主義と結びつき、二つの世界大戦で活躍の場を得た。そして、第二次世界大戦ではそれまでとは比較にならない大きな犠牲を出すことになったのである。

まとめ

従軍看護婦派遣は、日清戦争、北清事変を通じて、女性に戦時傷病兵救護が可能であること、船上勤務が可能であることを証明しつつ準備過程を終え、日露戦争で完成過程を迎える。この道程は、戦争遂行が国家の重大使命であった当

時にあって、平時に行われた戦時準備過程の延長であった。日赤が戦時準備を遂行する上で越えなければならないハードルの一つが、女性を戦地に派遣するということであった。このことは、女性を戦地に派遣する是非を問うことよりも、女性が戦地従軍にふさわしいかどうかを見極めることが重要であった。その点については、日清戦争以降の準備過程で了解事項となっていたが、日露戦争では、さらに多数の看護婦を以て従軍活動が可能であることを証明しなければならなかった。

多数の従軍看護婦志願者を募るにあたっては、篤志看護婦人会が積極的な役割を果たした。すでに応召義務年間にある日赤看護婦養成所の卒業生も輩出していた。さらに、日赤社員の増加や全国組織網の整備に支えられ従軍看護婦の社会的認知も高まっていた。したがって、日赤は、速成も含め次々と養成者数を増やし、軍の要請通り多数の従軍看護婦を派遣することができた。しかも、彼女らは予想以上の好成績を証明することとなって、軍隊に不可欠の存在となったのである。こうして、従軍看護婦派遣は、少なくとも国内においては日露戦争を以てほぼ完成したと言えよう。

残された課題は、従軍看護婦の外地派遣である。1914年7月に第一次世界大戦が勃発すると、同年9月には従軍看護婦の外地派遣が閣議決定される。日赤は、その決定を受けて本社理事会で討議し、従軍看護婦を欧州へ派遣することになるが、この道程については後日の課題としたい。

脚注及び参考文献

- 1) 川口啓子「従軍看護婦派遣への道程に関する研究ノート(1)」大阪健康福祉短期大学紀要『創発』第2号 pp.81-89所収。

尚、日赤では、従軍看護婦(通称)と言わず救護看護婦(正式名称)と言うが、実態としては従軍看

表5 日露戦争での日赤救護員死亡者数

	戦地	病院船	内地	計
理事				
醫長		1		1
醫員	2	1	1	4
調剤員	1		2	3
看護婦監督				
書記	1		1	2
調剤員補				
看護婦長		2		2
看護人長	4			4
輸長				
看護婦		16	21	37
看護人	32	3		35
輸送人	11			11
船員※	-	-	-	2
計	51	23	25	99(+2)

※船員の死亡は派遣地別にはカウントされていない。
【社史稿】1911,pp.1554-1555の表より死亡のみ抽出作成。

看護婦のほうがふさわしく本稿ではこれを使用する。

ただし、男性看護人等を含む場合、文脈によっては救護員という用語を使用する。

- 2) 日本初の看護婦養成学校は、有志共立東京病院看護婦教育所(1885年)である。看護婦養成の歴史については、杉田暉道(著者代表)『系統看護学講座別巻9看護史』(第6版)医学書院,1996年に詳しい。年表は,p.241～を参照。
- 3) 日本赤十字社編『日本赤十字社史稿』1911,p.848(以下,『社史稿』1911)
- 4) 「博愛社々則附言」の第1項,『社史稿』1911,p.107。これは日赤創設当初の理念の一つではあるが、特に日本的性格の強いものである。
尚、日赤創設当初の研究は、拙論「博愛社の組織的特徴に関する歴史的分析」『日本医療経済学会会報』第20巻第1号通巻63号所収,2001年,pp.44-69を参照。
- 5) 規則引用部分は、「日本赤十字社看護婦養成規則」(抄),杉田前掲書 p.233ならびに『社史稿』1911,pp.751-752参照。
- 6) 当時92名の女性社員に呼びかけた。『社史稿』1911,p.903。または、亀山美知子著『近代日本看護史 I 日本赤十字社と看護』(第5刷)ドメス出版,1997

年,p.23

- 7) 「篤志看護婦人会の業務」『社史稿』1911,pp.1456-1474
- 8) おおやますてまつ、津田梅子等とともにアメリカに渡った日本初の女子留学生の一人。
9) 『社史稿』1911,p.903
- 10) 『社史稿』1911,pp.902-904
- 11) 『社史稿』1911,p.1465
- 12) 川口啓子「日本赤十字社の全国組織網形成過程に関する研究-改称年度から20年を中心として-」『月刊国民医療』No.187所収,pp.19-38
- 13) 日本赤十字社支部病院については、日本赤十字社編『日本赤十字社社史續稿』1929,pp.651-731に述べられている。公立病院の払い下げや無償譲渡が目立つ。
- 14) 『社史稿』1911,pp.1475-1477。文中の人数は、該当頁の表の合計数。
- 15) 『社史稿』1911,pp.1465-1474
- 16) 『社史稿』1911,p.1347 p.1466。このときは、皇后より5千円の下賜があった。下賜とは、皇室から給付される資金のこと。通常、御下賜金(ごかしきん)と記され、今日の日赤歳入費目にもあがっている。
- 17) このあたりの経過と30人の理事の名前は、『社史稿』1911,pp.1340-1342を参照。
- 18) 『社史稿』1911,p.1340。
- 19) 『社史稿』1911,p.1339
- 20) 『社史稿』1911,p.1367
- 21) 「博愛社々則附言」の第9項,『社史稿』1911,p.109
- 22) 『社史稿』1911,p.1359
- 23) 『社史稿』1911,p.1360
- 24) 『社史稿』1911,p.1365
- 25) 『社史稿』1911,p.1367
- 26) 『社史稿』1911,pp.1393-1394
- 27) 速成看護婦の歴史と教育内容の変遷については、『近代日本看護史Ⅱ戦争と看護』(第4刷)ドメス出版,1997年 p.76,あるいは巻末年表を参照。
- 28) 『社史稿』1911,pp.1367-1368
- 29) 『社史稿』1911, pp.1370-1383
- 30) 『社史稿』1911, p.1552

- 31) 日本の植民地，主として台湾と朝鮮と日赤の關係については，前掲拙論「日本赤十字社の全国組織網形成過程に関する研究－改称年度から20年を中心として－」を参照。
- 32) 『社史稿』第12章第4節第15pp.1538-1539.尚、引用文中の表、原文には罫線が入っていない。
- 33) 佐藤信一著『赤十字100年』朝日出版，1963，p.97
- 34) 佐藤、前掲書 p.98.
「文明戦争」という語句は，同書で数回にわたって使用されている他，「戦争道徳が最もよく守られた」(p.94)とも記され，第二次世界大戦後まもなくの出版とは言え違和感が拭いきれない表現である。
- 35) 黒川章子『イギリス赤十字社・ボランティア救護部隊の研究』立命館大学大学院社会学研究科博士学位論文 P.34より，W.G.Macpherson, The Organization and Resources of the Red Cross Society of Japan, Journal of the Royal Army Medical Corps 6,1906,p.467の読解による。
- 36) 佐藤、前掲書 p.95
- 37) Olive Checkland 著，工藤教和訳『天皇と赤十字－日本の人道主義100年－』法政大学出版局，2002年10月
- 38) Checkland 前掲書，まえがき pp. v - vi
- 39) Checkland 前掲書，p.55
- 40) Checkland 前掲書，pp.71-72
- 41) 『社史稿』1911,p.1562,pp.1554-1555
- 42) 靖国神社は，戦前の皇室尊崇に基づき皇族を祀る神社で，別格の官幣社であった。官幣社の制度は戦後廃止されるが，明治維新以後の国事に殉じた250余万の霊を合祀しており，政治家の参拝をめぐっては今日に至るもそのあり方が問われる神社である。

(かわぐち けいこ 本学助教授)